

越 監 公 表 第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年11月に定期監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年 1月19日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 松 島 孝 夫

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

子ども家庭部所管の財務に関する事務（主として平成29年度分）

- ・子育て支援課 児童発達支援センター
- ・子ども育成課 新方保育所 大袋北保育所
- ・青少年課 児童館コスモス 児童館ヒマワリ

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成29年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間 平成27年4月8日から同年5月28日まで

《子ども家庭部》

- ・子育て支援課 児童発達支援センター
- ・子ども育成課（旧 保育課） 蒲生南保育所 蒲生第三保育所
- ・青少年課 児童館コスモス 児童館ヒマワリ

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

子ども家庭部は、子育て支援事業、保育に関すること及び青少年の健全育成・非行防止に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、契約事務及び旅費等の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 決裁の不備・誤りが発生するリスク	ア 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。 イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書等、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
3 検査・検収漏れが発生するリスク	ア 検査・検収は適正・確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 イ 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。
4 過大支給・過少支給が発生するリスク	(1)旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
	(2)臨時職員賃金の支出について ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の計算事務

- ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
- ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

5 監査の期間

平成29年10月11日（水）から同年11月29日（水）まで

II 事務の概要

1 事務の概要

子ども家庭部の主な事務は次のとおりである。

(越谷市組織規則・越谷市児童発達支援センター処務規程・越谷市立保育所設置及び管理条例・越谷市立児童館処務規程による。)

課 名	主 な 事 務
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援等児童福祉施策の企画調整に関する事。 (2) 子育て支援事業に関する事。 (3) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事。 (4) 児童福祉施設職員の衛生管理に関する事。 (5) 児童福祉法等に定める相談、指導、支援及び措置に関する事。 (6) 自立支援給付(18歳未満の者に係るものに限る。)に関する事。 (7) 児童虐待防止に関する事。 (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関する事。 (9) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める相談、指導及び措置のうち児童に関する事。 (10) 婦人の保護更生に関する事。 (11) 在宅児援護等に関する事。 (12) 家庭児童相談室に関する事。 (13) 特別児童扶養手当に関する事。 (14) 心臓手術費等助成に関する事。 (15) 身体障害者手帳の交付(18歳未満の者に係るものに限る。)に関する事。 (16) 助産施設、母子生活支援施設及び婦人保護施設に係る設置認可及び指導監督(監査に係る事務を除く。)に関する事。 (17) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。 (18) ひとり親家庭等医療費及びこども医療費に関する事。

<p>児童発達支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童発達支援に関すること。 (2) 児童の発達相談に関すること。 (3) 早期療育発達支援事業に関すること。 (4) おもちゃ図書室に関すること。 (5) 児童の健康管理に関すること。 (6) 施設の管理運営に関すること。 (7) その他児童発達支援に関すること。
<p>子ども育成課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・子育て支援制度(特定教育・保育施設である保育所、認定こども園及び幼稚園並びに特定地域型保育事業に係るものに限る。)に関すること。 (2) 保育ステーション事業に関すること。 (3) 病後児保育事業に関すること。 (4) 認可外保育施設に関すること。 (5) 指定保育士養成施設に関すること。 (6) 保育所給食に係る栄養士業務に関すること。
<p>新方保育所 大袋北保育所</p>	<p>保育に欠ける小学校就学の始期に達するまでの児童の保育に関すること。</p>
<p>青少年課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年の健全育成及び非行防止に係る総合施策に関すること。 (2) 子ども憲章に関すること。 (3) 青少年問題協議会に関すること。 (4) いじめ問題再調査委員会に関すること。 (5) 青少年相談業務に関すること。 (6) 青少年関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (7) 学童保育に関すること。
<p>児童館コスモス 児童館ヒマワリ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童館の総合運営の立案に関すること。 (2) 健全な遊びの指導及び体力増進の指導に関すること。 (3) 科学教育の指導に関すること。 (4) 科学教材及び科学教育資料に関すること。 (5) 子ども家庭相談事業に関すること。 (6) 各種行事に関すること。 (7) 児童館連絡協議会に関すること。 (8) 児童福祉関係団体及び科学関係団体に関すること。 (9) 施設の管理に関すること。 (10) 児童館の庶務に関すること。

Ⅲ 監査の結果

今回監査を実施したところ、子ども家庭部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。しかし、一部に是正・改善を要する点が認められた。関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。今後においては、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間分の旅費の減額調整と最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(子育て支援課・子ども育成課)
- ② 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(児童発達支援センター)
- ③ 日当の請求漏れにより支給金額に不足が生じていたもの。(児童発達支援センター)
- ④ 交通費実費分の請求漏れにより支給金額に不足が生じていたもの。(子ども育成課)

(2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、超過勤務等命令簿に記入された勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたものである。(児童発達支援センター)

また、指摘事項のほか、下記の事務処理上留意すべき事項について指導を行った。指導した点については、適正に処理した旨の報告を受けている。

<収入事務>

(1) 調定事務

- ① 調定の時期に誤りがあったもの。(児童発達支援センター)
- ② 過年度未収分の調定が年度当初に行われていなかったもの。(子ども育成課)
- ③ 前年度未収分の調定が出納閉鎖後速やかに行われていなかったもの。(子ども育成課)

(2) 収納事務

- ① 会計規則どおりに督促状の送付が行われていなかったもの。(子育て支援課・子ども育成課)

② 納期限の設定に誤りがあったもの。(青少年課)

なお、子ども育成課所管施設の新方保育所及び大袋北保育所並びに青少年課所管施設の児童館コスモス及び児童館ヒマワリの財務に関する事務は、適正に処理されているものと認められた。